

嘉手納基地内でのジェット燃料漏れ事故に対する意見書

去る5月25日から29日の4日間にわたって、嘉手納基地北側滑走路側の駐機場周辺で、ジェット燃料5,300ガロン(200リットルドラム缶120本分)が漏れる事故が発生した。

米軍は、排水溝への流出はなく基地外への影響はないとのことであるが、ジェット燃料の一部は、燃料タンク周辺の土壌に浸透し所々では芝生が枯れているのも確認されている。土壌汚染により、油分が徐々に地下に浸透していくことも考えられることから、基地外においても水質汚染や環境汚染等の被害拡大が予想される重大な事故である。

また、関係自治体への事故の通報は、発生から1週間後で基地周辺住民への環境配慮が欠如しているといわざるを得ない。さらに、県による立入調査も目視だけに制限するなど、米軍の対応は誠に遺憾であり到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 整備点検及び安全管理を厳重に行い、再発防止を図ること。
- 2 事故に関する情報の伝達を速やかに行うこと。
- 3 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 4 汚染された土壌の処理を速やかに行い、結果を公表すること。
- 5 徹底した環境汚染調査のための立入りを認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年6月12日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 防衛施設庁長官
外務省特命全権大使(沖縄担当) 那覇防衛施設局長